

条例の検討経緯等

経緯

- 2014年10月～ 飯塚病院小児虐待防止委員会CPT会議への参加(江口)
- 2016年 2月 議会研修会にて虐待に関する講演
- 2016年 4月 清溪セミナー実行委員会にて(江口・梶原・兼本)
- 2016年 8月 柏市視察(梶原・兼本)
- 2016年11月 清溪セミナー(江口・梶原・兼本)
- 2017年秋 条例づくりスタート(江口・梶原・兼本・森山)

病院からの相談 なんとかして病院へ運ばれてくる前に防げないか。

なぜ虐待防止条例が必要か？ → 困り事はなにか。

情報共有が上手く行かない。(行政・病院等それぞれに固有の壁がある)
仕事の手法が確立されていない。
虐待の状況が見えない。知られていない。
→ 条例で少しでも縛りをかけたい。

○情報共有が上手く行かない。
資料は紙のみ？ 担当が休みなので・・・
電話で確認？
フォーマットがばらばら。記入が・・・
→ リスク把握に難あり 未記載・時間

○仕事の手法が確立されていない。
マニュアルが徹底されていない？
部会やケース会議
資料は当日配布？
進行は主たる支援機関が？
情報共有にかなりの時間が・・・支援方針を十分検討できない
告知なきケースワーク vs 児童の最善の利益

○虐待の状況が見えない。知られていない。
議会への報告 特段なし。
質疑や資料要求時のみ

条例の検討経緯等

条例作成作業

1) 児童虐待を取り上げている条例を抽出

名古屋大学 eLen 条例データベースにて「児童虐待」を条例本文より検索、都道府県・市・区の条例を対象、町村を除く。

【eLen 条例データベース】

名古屋大学大学院法学研究科附属法情報研究センターが、全国の自治体の条例・規則(=例規)を集めて、横断検索機能や立法支援向けの機能を備えさせた、Web から利用できるデータベース。2013年7月13日時点で、各自治体のHPに公開されている例規を格納。その後、HP上の例規データを更新または情報提供いただいた自治体についてのみ、逐次、本データベースのデータを更新。総例規数は、約100万本(約1,200万条)

2) 抽出した条例146本を手分けしてチェック

3) 参考となる条例を比較検討。あわせて未チェックの条例について対応を検討。

各地の条例のタイプは以下の3つに大別される。

虐待防止条例系

子どもの権利条例系

青少年健全育成条例系

都道府県

いしかわ子ども総合条例(石川県)

子どもを虐待から守る条例(三重県)

大阪府子どもを虐待から守る条例

和歌山県子どもを虐待から守る条例

市区

浦安市の子どもをみんなで守る条例

名古屋市児童を虐待から守る条例

東大阪市子どもを虐待から守る条例

高砂市子どもを虐待から守る条例

横浜市子供を虐待から守る条例

川崎市子どもを虐待から守る条例

児童を虐待から守り子育てを支援する条例(大阪市)

以上11条例を中心に検討作業を行った。その中でも、浦安市の条例をベースに検討。

4) 各条例を参考にしながら、また各関係機関等から聴取した困り事を解決するための仕組み作りを条文にすることを検討。試案作成へ。教委経由で学校へアンケート依頼・回収

条例の検討経緯等

- 5) あわせて、一般市民も参加できる講演会を企画運営。アンケート回収
→2月27日 児童虐待防止講演会（講師;河浦龍生氏）:参加者約150名

河浦龍生氏プロフィール

昭和49年3月福岡大学法学部卒。同年4月福岡市役所入庁。中央区福祉事務所勤務。平成8年度福岡市児童相談所勤務。児童福祉司として非行・育成相談を担当。平成14年度児童虐待防止担当（現こども緊急支援課）主査。平成21年度こども緊急支援課長。平成24年3月定年退職。現職のまま再任用。平成28年3月再任用期間終了。

現在、福岡市子ども家庭支援センター（はぐはぐ）所長

久山町教育委員会スクールソーシャルワーカー

社会福祉士

共著「国連の代替的養育ガイドライン」「児童相談所改革と協働の道のり」

- 6) 試案をベースに各関係機関等と協議。議会内部及び行政へ事前協議も進める。
協議先
飯塚病院、田川児童相談所、県児童家庭課、飯塚署(県警確認)、社会福祉協議会、
子どもを地域で支える会・筑豊にて発表意見聴取、飯塚病院 CPT 会議にて発表意見聴
取、河浦氏、福岡県立大、子育て支援団体、
庁内協議 福祉部子育て支援課、市民協働部まちづくり推進課、市民環境部健幸スポー
ツ課、教育委員会学校教育課、
- 7) 成案を作成。議会へ提案。

飯塚病院

2013年6月に福岡県より「児童虐待防止拠点病院」に指定。

2006年より小児虐待防止委員会（AI-CAP）を立ち上げ早期対応を図る。

福岡県児童虐待防止医療ネットワーク機構からの要望として、以下の4つの課題が義務付けられている。

- 虐待専門コーディネーターの選定
- 他医療機関からの相談への対応（相談・助言事業）
- 虐待対応向上のための教育研修（教育研修事業）
- 児童虐待対応体制の整備運営（対応・整備事業）